



厚生労働省発健 0730 第 2 号
令和 3 年 7 月 30 日

厚生科学審議会長
福井 次矢 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



諮問書

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 2 項の規定により適用する同法第 24 条第 5 号及び同法附則第 7 条第 5 項の規定に基づき、別紙 1 「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱」及び別紙 2 「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和 3 年 2 月 16 日付け厚生労働省発健 0216 第 1 号厚生労働大臣通知）一部改正案」について、貴会の意見を求めます。



厚 科 審 第 23 号
令 和 3 年 7 月 30 日

予防接種・ワクチン分科会長
脇 田 隆 宇 殿

厚生科学審議会長
福 井 次 矢



「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を
改正する省令案要綱」等について（付議）

標記について、令和3年7月30日付け厚生労働省発健 0730 第2号をもって
厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の規定に
基づき、貴分科会において審議方願いたい。

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和三年二月十六日付け厚生労働省発健〇二一六第一号厚生労働大臣通知）一部改正案

- 一 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において新型コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和三年五月二十一日に武田薬品工業株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（二において「法」という。）第十四条の承認を受けたものに限る。）を使用する場合の対象者について、現在は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に居住する十八歳以上の者として、市町村の区域内に居住する十二歳以上の者とするものとする。
- 二 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について、使用するワクチンに、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）（令和三年五月二十一日にアストラゼネカ株式会社が法第十四条の承認を受けたものに限る。）を加えること。ただし、当該ワクチンについては、十二歳以上十八歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこととし、また、必要がある場合を除き、十八歳以上四十歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこととする。

三 この通知は、令和三年 月 日から適用するものとする。